

グループ補助金無利子貸付のご案内 (被災中小企業施設・設備整備支援事業)

ひろしま産業振興機構（以下「産振構」という。）では、平成30年7月豪雨により被害を受けた中小企業者の皆様が、グループ補助金を受けて施設又は設備の復旧・整備等を行う場合に、自己資金の一部について無利子で貸付を行うことにより、県内産業の復旧・復興を促進します。

1 貸付の対象となる方

グループ補助金の交付決定を受けた**中小企業者**
(中小機構法第2条第1項各号に掲げる中小企業者に限ります)

※信用保証協会に求償権債務が残っている方、税金の滞納がある方、暴力団関係者等は、貸付の対象外となります。

2 貸付の対象となる施設・設備

グループ補助金の交付決定において、補助対象経費として認められた施設又は設備等（以下「貸付対象施設等」という。）

※取得、整備後、資産計上されることが条件です。

※貸付金の交付前に、県に対しグループ補助金の財産処分承認を受ける必要があります。

※すでに支払いが完了している経費も貸付の対象となることがあります。

ただし、当該経費を金融機関等から設備資金（つなぎ融資）として既に借り入れている場合は、あらかじめ、つなぎ融資の取扱いについて当該金融機関との協議をお願いいたします。

※第三者に長期間賃貸することを目的とする施設は原則として、貸付対象外となります。

ただし、例外となる場合がありますので、ご相談ください。

3 貸付制度の概要

	項目	概要
①	自己負担	貸付対象経費の1%又は10万円のいずれか低い額が必要です
②	限度額	グループ補助金の交付対象経費に4分の1を乗じて得た額（5億円を限度）に、交付対象経費に係る消費税及び地方消費税の額（20億円に対する消費税及び地方消費税の額を限度とする。）を加えた額から自己負担分を除いた額
③	償還期間	償還期間及び据置期間は、貸付対象施設等の耐用年数、借入申請者の償還能力等を勘案して決定します。 (最長貸付期間20年(最長据置期間5年))
④	償還方法	原則として毎月口座引落し ※ 口座引落しの場合、手数料の負担が必要です。
⑤	金利	無利子
⑥	連帯保証人	法人の場合、原則として代表者（必要に応じて保証人を徴求）
⑦	物的担保	抵当権（施設）、譲渡担保（設備等）
⑧	その他	貸付金の交付時期は、貸付対象施設等の復旧・整備等及び代金の支払いの完了を確認後となります。 強制執行認諾約款付きの公正証書を作成します。

※グループ補助金の交付決定が貸付に結びつくものではありません。別途審査があり、ご要望に沿えない場合がありますので、ご注意ください。

※貸付期間が3年以下となる貸付けは、原則として行いません。

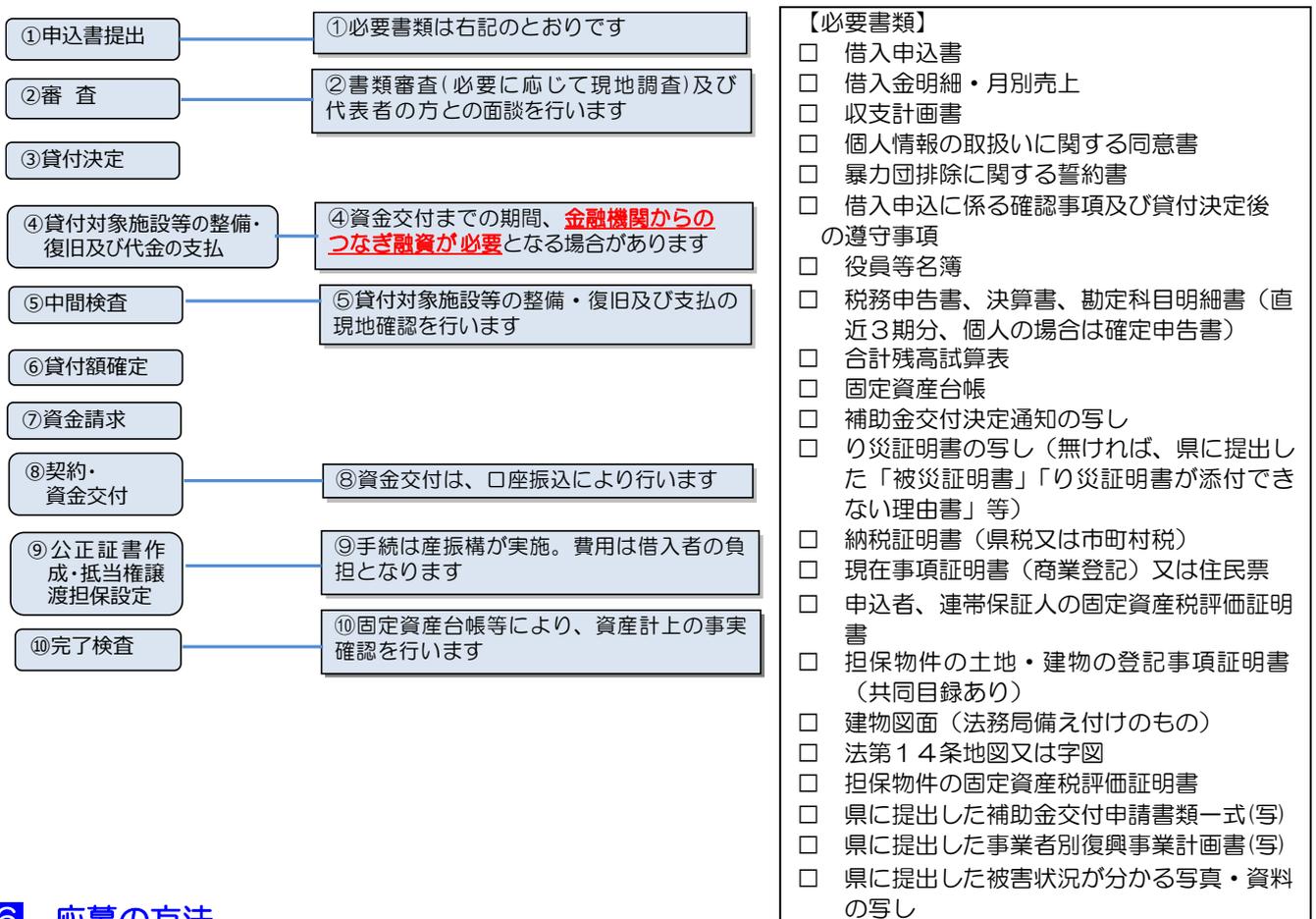
※貸付にあたっては、抵当権の設定、公正証書の作成等の費用負担が必要です。

4 審査の方法

- ① 審査方法 書面審査、現地調査、代表者との面談等の後、産振構が設置する審査委員会で審査
- ② 審査者 産振構で審査後、県及び独立行政法人中小企業基盤整備機構に対して協議を行います
- ③ 審査基準 償還の可能性、事業の継続性、投資内容の妥当性

※審査の結果、ご要望に沿えない場合がございます。

5 主な手続きの流れ（「借入申込書」の受理の期限は令和2年9月末となりますのでご注意ください。）



6 応募の方法

借入申込みは、グループ補助金の交付決定後、随時受け付けます。
下記問い合わせ先あてに、郵送又は持参によりご提出ください。
※まずは、事前に、下記問い合わせ先にご相談ください。

7 お問い合わせ先

公益財団法人ひろしま産業振興機構 復興支援金融センター
〒730-0052
広島市中区千田町 3-7-47 広島情報プラザ1F
TEL 082-207-0223 FAX 082-249-3232
(受付時間：午前8時30分～午後5時、土・日曜・祝日は除く)

